

【編集関連規程 新旧対照表】

資料 8 編集委員会規程

編集委員会規程（旧）	編集委員会規程（新）
第1条 会則第7条第1項にもとづき、この規程を定める。	第1条 会則第8条第1項にもとづき、この規程を定める。
第2条～第5条 省略	第2条～第5条 （同左）
付則 この規程は、2003年11月1日から施行する。この規程は、2004年9月12日から施行する。この規程は、2012年10月1日から施行する。 (2005年9月2日、2006年9月16日、2007年9月15日、2012年9月13日一部改正)	付則 この規程は、2003年11月1日から施行する。この規程は、2004年9月12日から施行する。この規程は、2012年10月1日から施行する。 (2005年9月2日、2006年9月16日、2007年9月15日、2012年9月13日、 <u>2016年9月12日</u> 一部改正)

資料9 投稿規程

機関誌『統計学』投稿規程（旧）	機関誌『統計学』投稿規程（新）
<p>経済統計学会（以下、本会）会則第3条に定める事業として、『統計学』（電子媒体を含む。以下、本誌）は原則として年に2回（9月、3月）発行される。本誌の編集は「経済統計学会編集委員会規程」（以下、委員会規程）にもとづき、編集委員会が行う。投稿は一般投稿と編集委員会による執筆依頼によるものとし、いずれの場合も原則として、本投稿規程にしたがって処理される。</p>	<p>（同左）</p>
<p>1. 総則</p>	<p>1. 総則</p>
<p>1-1 投稿者</p>	<p>（同左）</p>
<p>会員（資格停止会員を除く）は本誌に投稿することができる。</p>	
<p>1-2 非会員の投稿</p>	
<p>（1）原稿が複数の執筆者による場合、筆頭執筆者は本会会員でなければならない。</p>	
<p>（2）常任理事会と協議の上、編集委員会は非会員に投稿を依頼することができる。</p>	
<p>（3）本誌に投稿する非会員は、本投稿規程に同意したものとみなす。</p>	
<p>1-3 未発表</p>	
<p>投稿は未発表ないし他に公表予定のない原稿に限る。</p>	
<p>1-4 投稿の採否</p>	
<p>投稿の採否は、審査の結果にもとづき、編集委員会が決定する。その際、編集委員会は原稿の訂正を求めることがある。</p>	
<p>1-5 執筆要綱</p>	
<p>原稿作成には本会執筆要綱にしたがう。</p>	
<p>2. 記事の分類</p>	<p>2. 記事の分類</p>
<p>2-1 論文</p>	<p>2-1 研究論文</p>
<p>統計およびそれに関連した分野において、新知見を含む会員の独創的な研究成果をまとめたもの。</p>	<p><u>以下のいずれかに該当するもの。</u></p>
	<p>(a) 統計およびそれに関連した分野において、新知見を含む会員の独創的な研究成果をまとめたもの。</p>
	<p>(b) <u>学術的な新規性を有し、今後の研究の発展可能性を期待できるもので、速やかな成果の公表を目的とするもの。</u></p>
<p>2-2 研究ノート</p>	<p>2-2 報告論文</p>
<p>論文に近い内容で、研究成果の速やかな報告をとくに目的とする。</p>	<p><u>研究論文に準じる内容で、研究成果の速やかな報告をとくに目的とするもの。</u></p>
<p>2-3 書評</p>	<p>2-3 書評</p>
<p>会員の著書や統計関連図書などの紹介・批評。</p>	<p><u>統計関連図書や会員の著書などの紹介・批評。</u></p>

<p>2-4 資料 各種統計の紹介・解題や会員が行った調査や統計についての記録など。</p> <p>2-5 フォーラム 本会の運営方法や本誌に掲載された論文などにたいする意見・批判・反論など。</p> <p>2-6 海外統計事情 諸外国の統計や学会などについての報告。</p> <p>2-7 その他 全国総会（研究総会・会員総会）記事，支部だより，その他本会の目的を達成するために有益と思われる記事。</p> <p>3. 原稿の提出</p> <p>3-1 円滑な発行のため，本誌の各号に投稿の締切日を設ける。締切日以降に原稿が到着した場合，また訂正を求められた原稿が期日までに訂正されない場合，次号への投稿とみなされ，継続して処理される。</p> <p>3-2 原稿の送付 原則として，原稿は執筆者情報を匿名化した PDF ファイルを電子メールに添付して編集委員長へ送付する。なお，第一次審査を円滑に進めるために，『統計学』の印刷レイアウトに準じた PDF ファイルであることが望ましい。</p> <p>3-3 原稿の返却 投稿された原稿（電子媒体を含む）は，一切返却しない。</p> <p>3-4 校正 著者校正は初校のみとし，大幅な変更は認めない。初校は速やかに校正し期限までに返送するものとする。</p> <p>3-5 投稿などにかかわる費用 (1) 投稿料は徴収しない。 (2) 掲載原稿の全部もしくは一部について電子媒体が提出されない場合，編集委員会は製版にかかる経費を執筆者（複数の場合には筆頭執筆者）に請求することができる。 (3) 別刷は，論文については 30 部までを無料とし，それ以外は実費を徴収する。 (4) 3-4 項にもかかわらず，原稿に大幅な変更が加えられた場合，編集委員会は掲載の留保または実費の徴収などを行うことがある。 (5) 非会員を共同執筆者とする投稿原稿が掲載された場合，その投稿が編集委員会の</p>	<p>2-4 資料 (同左)</p> <p>2-5 フォーラム 本会の運営方法や統計，統計学の諸問題にたいする意見・批判・反論など。</p> <p>2-6 海外統計事情 (同左)</p> <p>2-7 その他 全国研究大会・会員総会記事，支部だより，その他本会の目的を達成するために有益と思われる記事。</p> <p>3. 原稿の提出</p> <p>3-1 投稿 原稿の投稿は常時受け付ける。</p> <p>3-2 原稿の送付 原則として，原稿は執筆者情報を匿名化した PDF ファイルを電子メールに添付して編集委員長へ送付する。なお，ファイルは『統計学』の印刷レイアウトに準じた PDF ファイルであることが望ましい。</p> <p>3-3 原稿の返却 (同左)</p> <p>3-4 校正 (同左)</p> <p>3-5 投稿などにかかわる費用 (1) (同左) (2) (同左) (3) 別刷は，研究論文，報告論文については 30 部までを無料とし，それ以外は実費を徴収する。 (4) (同左) (5) (同左)</p>
---	---

<p>依頼によるときを除いて、当該非会員は年会費の半額を掲載料として、本会に納入しなければならない。</p> <p>3-6 掲載証明 掲載が決定した原稿の「受理証明書」は学会長が交付する。</p> <p>4. 著作権</p> <p>4-1 本誌の著作権は本会に帰属する。</p> <p>4-2 本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者もしくはその遺族がその単著記事を転載するときには、出所を明示するものとする。また、その共同執筆記事の転載を希望する場合には、他の執筆者もしくはその遺族の同意を得て、所定の書面によって本会に申し出なければならない。</p> <p>4-3 前項の規定にもかかわらず、共同執筆者もしくはその遺族が所在不明のため、もしくは正当な理由により、その同意を得られない場合には、本会の承認を必要とする。</p> <p>4-4 執筆者もしくはその遺族以外の者が転載を希望する場合には、所定の書面によって本会に願い出て、承認を得なければならない。</p> <p>4-5 4-4 項にもとづく転載にあたって、本会は転載料を徴収することができる。</p> <p>4-6 会員あるいは本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者が記事をウェブ転載するときには、所定の書類によって本会に申し出なければならない。なお、執筆者が所属する機関によるウェブ転載申請については、本人の転載同意書を添付するものとする。</p> <p>4-7 会員以外の者、機関等によるウェブ転載申請については、前号を準用するものとする。</p> <p>4-8 転載を希望する記事の発行時に、その執筆者が非会員の場合には、4-4、4-5 項を準用する。</p> <p>1997年7月9月27日制定(2001年9月18日、2004年9月12日、2006年9月16日、2007年9月15日、2009年9月5日、2012年9月13日一部改正)</p>	<p>3-6 掲載証明 (同左)</p> <p>4. 著作権</p> <p>4-1 (同左)</p> <p>4-2 (同左)</p> <p>4-3 前項の規定にもかかわらず、共同執筆者もしくはその遺族が所在不明のため、もしくは正当な理由によりその同意を得られない場合には、<u>本会が承認するものとする。</u></p> <p>4-4 (同左)</p> <p>4-5 (同左)。</p> <p>4-6 (同左)</p> <p>4-7 (同左)</p> <p>4-8 (同左)</p> <p>1997年7月9月27日制定(2001年9月18日、2004年9月12日、2006年9月16日、2007年9月15日、2009年9月5日、2012年9月13日、<u>2016年9月12日一部改正</u>)</p>
--	---

資料10 執筆要綱

『統計学』執筆要綱（旧）	『統計学』執筆要綱（新）
<p>執筆は以下の要綱にしたがってください。原稿がはなはだしく以下の形式と異なる場合は受理できないことがありますので、十分注意してください。</p> <p>1. 総則</p> <p>1-1 使用できる言語 本文は原則として日本語または英語とします。ただし、引用文、表題、論文要旨の訳などに限り、これら以外の言語を用いることができます。その場合、その旨を欄外に朱書してください。</p> <p>1-2 原稿の用紙 縦置きにした A4 判用紙のイメージで作成したものとします。</p> <p>1-3 原稿の長さ 各記事について次のとおりとします。日本語文の場合、B5 判刷り上がり頁数（2 段組み 1 頁 20 字×40 行）で、論文 16 頁以内、研究ノート 11 頁以内、書評 6 頁以内、資料 8 頁以内、フォーラム 4 頁以内、海外統計事情 3 頁以内。英語文の場合は、刷り上がり頁数で日本語文に準じます。以上の頁数・枚数には、タイトル、著者名、論文要旨、著者の所属、図表、注、参考文献、英文要旨などを含みます。</p> <p>1-4 原稿の表紙 原稿の第 1 ページを表紙としてください。表紙には、日本語文の場合、表題、著者名、著者所属機関名（学部名等まで）、簡略表題、キーワードおよびそれらの英訳（著者名はヘボン式のローマ字表記）を記入してください。英語文の場合、日本語文の英訳に準じます。上記のほか著者（の代表）の連絡先および電話番号を記入ください。</p> <p>なお、論文および研究ノート以外の原稿にはキーワードは必要ありません。</p> <p>表 題 内容をよく表す簡潔なものとし、副題とはコロン（:）または片側ハイフン（-）で区切ってください。</p>	<p>（同左）</p> <p>1. 総則</p> <p>1-1 使用できる言語 （同左）</p> <p>1-2 原稿の用紙 （同左）</p> <p>1-3 原稿の長さ 各記事について次のとおりとします。日本語文の場合、B5 判刷り上がり頁数（2 段組み 1 頁 20 字×40 行）で、<u>研究論文</u> 16 頁以内、<u>報告論文</u> 11 頁以内、書評 6 頁以内、資料 8 頁以内、フォーラム 4 頁以内、海外統計事情 3 頁以内。英語文の場合は、刷り上がり頁数で日本語文に準じます。以上の頁数・枚数には、タイトル、著者名、論文要旨、著者の所属、図表、注、参考文献、英文要旨などを含みます。<u>なお、編集委員会が承認した原稿の改変に伴う頁数の増減はこの限りではない。</u></p> <p>1-4 原稿の表紙 （同左）</p>

<p>簡略表題 表題が長い場合、表題のかわりに本誌の各右頁上部(柱)に印刷します。必要に応じて15字以内で設定してください。</p> <p>キーワード 内容に深いかかわりのある用語を5つ以内で選んでください。</p> <p>1-5 論文および研究ノート要旨</p> <p>論文および研究ノートについては、日本語の場合、第2ページに論文内容を要約した400字以内の論文要旨および200語以内の英語(またはその他適切な言語)論文要旨を作成してください。英語文の場合、英語論文要旨に準じます。</p> <p>1-6 誌面に記載する執筆者の個人情報の表記</p> <p>誌面に掲載する執筆者の個人情報は、原則として所属機関名とその住所とします。</p> <p>1-7 その他</p> <p>本要綱で定められていない項目は、本学会Webサイト「編集委員会からのお知らせ」を参照してください。</p> <p>2.~6. 略</p> <p>1992年7月7月27日制定(2001年9月18日, 2004年9月12日, 2006年9月16日, 2007年9月15日, 2010年9月16日, 2012年9月13日, 2013年9月13日一部改正)</p>	<p>1-5 論文要旨</p> <p><u>研究論文・報告論文</u>については、日本語の場合、第2ページに論文内容を要約した400字以内の論文要旨および200語以内の英語(またはその他適切な言語)論文要旨を作成してください。英語文の場合、英語論文要旨に準じます。</p> <p>1-6 誌面に記載する執筆者の個人情報の表記</p> <p>誌面に掲載する執筆者の個人情報は、原則として<u>会員種別, 所属支部(あるいは団体)名, 所属機関名とその住所, および執筆者のEメールアドレス</u>とします。なお、<u>所属機関名以降の項目は掲載・非掲載を含めて本人の申し出によるものとします。</u></p> <p>1-7 その他</p> <p>(同左)</p> <p>2.~6. (同左)</p> <p>1992年7月7月27日制定(2001年9月18日, 2004年9月12日, 2006年9月16日, 2007年9月15日, 2010年9月16日, 2012年9月13日, 2013年9月13日, <u>2016年9月12日</u>一部改正)</p>
---	---

資料 1 1 査読要領

『統計学』投稿原稿査読要領（旧）	『統計学』投稿原稿査読要領（新）
<p>1. 経済統計学会（以下、本会）の機関誌『統計学』に掲載する「論文」、「研究ノート」などの査読制度について、この要領を定める。</p> <p>2. 一般投稿原稿と依頼原稿とを問わず、編集委員長に送付された原稿については、編集委員会による第一次審査を行い、本会が別に定める「投稿規程」、「執筆要綱」に準拠しているかどうかを判定する。</p> <p>3. 「論文」もしくは「研究ノート」の一般投稿原稿の掲載にあたっては、第二次審査を必要とする。依頼原稿についても、原則として第二次審査を実施する。</p> <p>4. 第一次審査を経た「論文」もしくは「研究ノート」の原稿は、速やかに第二次審査へ付されるものとする。</p> <p>5. 編集委員長は編集委員会を開催して、次の事項を審議決定する。            ① 第一次審査結果の確認            ② 第二次審査を担当する 2 名のレフェリーの選任</p> <p>6. 第二次審査にあたるレフェリーは会員から選任する。</p> <p>7. 第二次審査にあたっては、投稿者とレフェリーのいずれについても匿名性を確保する。</p> <p>8. 第二次審査における判定は、(1)論文として掲載可、(2)論文として条件付掲載可、(3)研究ノートとして掲載可、(4)研究ノートとして条件付掲載可、(5)掲載不可とし、レフェリーはその理由を明示するものとする。</p> <p>9. 第二次審査でレフェリーの審査結果が異なる場合には、編集委員会はレフェリーと協議を行い、それにもとづいて編集委員会が掲載の可否について最終的な判断を下すものとする。</p>	<p>1. 経済統計学会（以下、本会）の機関誌『統計学』に掲載する「研究論文」、「報告論文」などの査読制度について、この要領を定める。</p> <p>2. (同左)</p> <p>3. 「研究論文」もしくは「報告論文」の一般投稿原稿の掲載にあたっては、第二次審査を必要とする。依頼原稿についても、原則として第二次審査を実施する。</p> <p>4. 第一次審査を経た「研究論文」もしくは「報告論文」の原稿は、速やかに第二次審査へ付されるものとする。</p> <p>5. (同左)</p> <p>6. (同左)</p> <p>7. (同左)</p> <p>8. 第二次審査における判定は、<u>(1)掲載可、(2)条件付掲載可、(3)掲載不可とし、判定が(2)、(3)の場合、レフェリーはその理由を具体的に明示するものとする。</u></p> <p>9. 第二次審査でレフェリーの審査結果が異なる場合には、編集委員会はレフェリーと協議を行い、それにもとづいて編集委員会が掲載の可否について最終的な判断を下すものとする。<u>その際、編集委員会はもう 1 名のレフェリーを会員から選任し、審査を依頼することができる。</u></p>

<p>10. 本会が別に定める「投稿規程」の記事分類中 2-7 (その他の記事, すなわち「<u>全国総会 (研究総会・会員総会) 記事, 支部だより, その他本会の目的を達成するために有益と思われる記事</u>」) の掲載にあたっては, この要領は適用しない。</p> <p>2004 年 9 月 12 日制定 (2012 年 9 月 13 日一部改正)</p>	<p>10. 本会が別に定める「投稿規程」の記事分類中 2-7 (その他の記事, すなわち「<u>全国研究大会・会員総会記事, 支部だより, その他本会の目的を達成するために有益と思われる記事</u>」) の掲載にあたっては, この要領は適用しない。</p> <p>2004 年 9 月 12 日制定 (2012 年 9 月 13 日, <u>2016 年 9 月 12 日一部改正</u>)</p>
--	--